

# シャッター用スイッチボックスの防犯性能の試験に関する細則（平成16年基準）

## 1 一般事項

この細則は、防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議（以下「官民合同会議」という。）が行う、主として店舗、倉庫の出入口に使用されるシャッター用スイッチボックスの防犯性能試験（以下「試験」という。）について規定する。

## 2 受験手続等

### 2.1 申請

受験を希望する者は、日本シャッター・ドア協会（以下「協会」という。）に申し込むものとする。

なお、協会が申込みを受理しなかった場合、その他協会の対応に不服がある者は、官民合同会議試験委員会事務局（警察庁生活安全局生活安全企画課）に対し、申し出ることができる。

### 2.2 合同試験の申請

複数の型式のシャッター用スイッチボックスについて同一構造であるとして申請があった場合において、試験委員会が認めたときは、それらについて合同試験を行うことができる。

なお、合同試験の申請があったシャッター用スイッチボックスの製造・販売者が2社以上にわたるときは、そのうちの1社又は製造・販売者の団体が代表して申請をするものとする。

### 2.3 申請時に提出する書類等

申請に際し提出すべき書類等は、受験申込書、試験体図、及び構造説明図書とする。

### 2.4 受験資格

試験を受験できるシャッター用スイッチボックスは以下のとおりとする。

金属製のボックス及び蓋によりスイッチが覆われているものとする。

上記と同等の性能を有するものとして試験委員会が認めたもの。

## 3 試験員

試験員は、警察庁、国土交通省又は協会が推薦する者であることとする。

## 4 試験会場

### 4.1 試験会場

試験会場は科学警察研究所、独立行政法人建築研究所又は財団法人ベターリビング 筑波建築試験センターのほか、以下のとおりとする。

試験委員会の承認を得た協会の会員会社試験所

受験者の申出による上記以外の試験所で、試験委員会が認めた試験所

## 5 試験体の準備、設置

### 5.1 一般事項

試験体は、使用状態に組み立てられた完成品とする。

### 5.2 設置

試験体は、試験体取付枠にスイッチボックス裏側を強固に固定しなければならない。

試験体取付枠は、試験の目的に適した十分に剛性のあるものとし、また、試験架台は、試験体取付枠が取り付けられる構造で、かつ、十分に剛性のあるものとする。

### 5.3 試験体の準備と検査

試験体取付枠に取り付けられた試験体を、目視で検査し、損傷やキズや仕上げの特異な状況を記録する。

試験開始前に、施錠されていることを確認する。

## 6 試験方法

試験は、以下の手口について、それぞれ試験手順書に定める方法により実施する。試験の際に発生する音量については、攻撃の際に 90dB 以上の音量が発生しないよう配慮する。

なお、申請されたスイッチボックスがこの細則に基づく試験において抵抗時間が 5 分以上であると認められたスイッチボックスと同一の構造であり、かつ防犯性能に影響がないと、試験委員会が判断した場合にあっては、抵抗時間が 5 分以上であるとみなし、該当する試験を省略することができる。

### 6.1 ピッキング試験（試験番号 1）

3 体の試験体について、3 人の試験員がそれぞれ 1 体ずつ、特殊工具を用いて、錠前を解錠し、電氣的にシャッターを開放させることのできる状態にする。

### 6.2 穴開け試験（試験番号 2）

3 体の試験体について、3 人の試験員がそれぞれ 1 体ずつ、充電式ドリルにより、ボックスフタに穴を開け、電氣的にシャッターを開放させることのできる状態にする。

### 6.3 こじ開け試験（試験番号 3）

3 体の試験体について、3 人の試験員がそれぞれ 1 体ずつ、ドライバーを用いて、ボックスフタをこじ開け、電氣的にシャッターを開放させることのできる状態にする。

## 7 試験結果の判定

### 7.1 判定基準

試験の結果、いずれの手口についても、攻撃の開始から 5 分間以上電氣的にシャッターが開放状態とならなかったものを合格とし、防犯性能の高いシャッター用スイッチボックスとする。

なお、スイッチの制御盤部分がシャッターボックス部分などに設置されているテンキースイッチ、カード型スイッチ等であって工具を用いても、ボックスの蓋を開けてからスイッチを ON にすることが困難であると試験委員会が認めたものについては、試験に合格したものとみなす。ただし、スイッチ部分に制御盤部分が併設してある場合には、試験を受ける必要がある。

## 7.2 合同試験における判定基準

合同試験の申請があったシャッター用スイッチボックスについては、ピッキング試験、穴開け試験及びこじ開け試験についてそれぞれ 3 体を無作為抽出したものの代表試験体として試験を実施し、7.1 と同一の判定基準によって合否の判定を行い、代表試験体が合格したときは、合同試験の対象となるすべての型式について合格したものとみなす。

## 8 再試験

8.1 試験結果が不合格の場合においてその抵抗時間が 4 分を超えていたときに限り、その原因を改善した旨を添えて受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は 1 回に限り再試験を受けることができる。

8.2 試験体取付けにおける施工上の不具合に起因して不合格となった場合で、受験者が再試験を申し込んで、それを試験委員会が認めた場合は 1 回に限り再試験を受けることができる。

## 9 試験報告書

9.1 試験報告書は、協会が 3 部作成し、1 部は試験委員会に、1 部は申請者に提出することとし、残る 1 部は協会が保管するものとする。

9.2 試験報告書に記載する事項は、次のとおりとする。

種類

申請者

型名 / 商品名

試験項目

使用工具

試験日

試験場所

試験員

発生音が所定のピーク値を超えた回数

試験写真

その他必要と認められる事項

## 10 試験費用

10.1 試験費用は別途定める受験説明書に従い、受験者の負担とする。

10.2 試験の手数料は、1型式につき3万円とし、受験申込みの際、協会に納付しなければならない。

10.3 試験に際して実費を要したときは、その額を限度として受験する者より徴収することができる。